

令和7年第4回朝霞市議会定例会提出議案

«計画»

■議案第72号 第6次朝霞市総合計画基本構想について

(担当:政策企画課)

<主な内容>

平成28年に令和7年度を目標年度とする第5次朝霞市総合計画(平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで10年間)を策定し、各種の施策を推進してきたところだが、令和7年度をもって計画期間が終了することから、朝霞市総合計画条例第4条の規定に基づき、提出するもの。

構想では、将来像に「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、「将来像実現のための基本方向」と「共通理念」で構成している。

(計画期間)

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度まで10年間

«補正予算»

■議案第73号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算(第3号)

(担当:財政課)

(単位:千円)

補正前	補正額	補正後
54,779,843	361,859	55,141,702

■議案第74号 令和7年度(2025年度)朝霞市水道事業会計補正予算(第2号)

(担当:上下水道総務課)

○収益的支出

(単位:千円)

補正前	補正額	補正後
2,394,158	6,175	2,400,333

■議案第75号 令和7年度(2025年度)朝霞市下水道事業会計補正予算(第2号)

(担当:上下水道総務課)

○収益的支出

(単位:千円)

補正前	補正額	補正後
2,093,748	3,492	2,097,240

○資本的支出

(単位:千円)

補正前	補正額	補正後
1,247,101	7,047	1,254,148

«条例»

■議案第76号 朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例

(担当:政策企画課)

<主な改正内容>

福祉部とこども・健康部の2部を福祉部、健康部、こども部の3部に再編することに伴い、所要の改正を行うもの。

○施行日:令和8年4月1日

■議案第77号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

(担当:選挙管理委員会事務局)

<主な改正内容>

公職選挙法施行令の一部改正により、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を、国の選挙に準じて引き上げるもの。

○施行日:令和8年1月1日

■議案第78号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

(担当:政策企画課)

<主な改正内容>

今後の地域共生社会に向けた仕組みづくりやこども施策の推進、老朽化する公共施設の更新や維持管理などに人的に対応する必要があることから、市長の事務部局を643人から682人に39人増員するもの。

○施行日:公布の日

■議案第79号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(担当:職員課)

<主な改正内容>

令和7年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で3.302パーセント、金額で10,791円引き上げるとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025か月分、引き上げ、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期と12月期の支給月数を改め、通勤手当については、自転車使用者のうち、10キロメートル以上の距離区分について、200円引き上げるとともに、自動車等使用者のうち、15キロメートル以上の距離区分について、400円から7,100円の幅で引上げ、職員の職名について、「専門員」を「副主幹」に改めるもの。

○施行日:給料、通勤手当及び令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数 公布の日

:令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の期別の支給月数並びに職名の変更 令和8年4月1日

■議案第80号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(担当:職員課)

<主な改正内容>

朝霞市職員の給与に関する条例において通勤手当及び期末・勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与において、通勤手当を新設するとともに、期末手当について、令和7年12月期の支給月数を0.05か月分引き上げ、令和8年度以降については、6月期と12月期の支給月数を改めるもの。

○施行日:令和7年12月期の期末手当の支給月数 公布の日

:通勤手当の新設及び令和8年度以降の期末手当の期別の支給月数 令和8年4月1日

■議案第81号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(担当:総合窓口課)

<主な改正内容>

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧方法が、紙の台帳の閲覧から、閲覧用のデータを抽出して対応する方法になることから、所要の改正を行うもの。

○施行日:令和8年1月1日

■議案第82号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(担当:保育課)

<主な改正内容>

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うほか、国の基準が改正されたことにより健康診断の規定の改正を行うもの。

○施行日:公布の日

■議案第83号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(担当:保育課)

<主な改正内容>

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

○施行日:公布の日

■議案第84号 朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

(担当:上下水道総務課)

<主な改正内容>

下水道施設の老朽化や物価上昇に伴う費用の増加、荒川右岸流域下水道維持管理負担金の値上げなどに対応するために必要な財源を確保し、下水道事業を健全かつ持続的に運営していくことを目的として、下水道使用料の改正を行うもの。

○施行日:令和8年4月1日

«変更»

■議案第85号 令和6年度第62号の一部変更について

(担当:道路整備課)

<主な内容>

東武東上線を跨ぐ浜崎陸橋の改修工事に係る協定について、協定の金額を2億7,115万7,000円から2億6,321万円に減額することに伴い、議決の一部を変更するもの。

«人事»

■議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見をもとめることについて

(担当:人権庶務課)

<主な内容>

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、陶山憲雅氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることから、同氏を再び委員に推薦するもの。

«廃止»

■議案第87号 朝霞市駐車場設置及び管理条例を廃止する条例

(担当:道路整備課)

<主な内容>

北朝霞駅東口広場駐車場、朝霞駅南口広場駐車場及び朝霞駅東口広場駐車場を民間事業者に貸付するため、本条例を廃止するもの。

○施行日:令和8年4月1日